

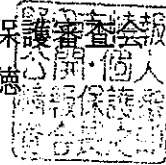


平成27年度答申第4号

平成28年2月12日

野田市教育委員会 様

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭徳



野田市情報公開条例第16条の規定による諮問について（答申）

平成27年10月27日付け野教社第340号『諮問書』による『野田市郷土博物館・市民会館に係わる文書で以下のもの。

- (1) 平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）
- (2) 同、同館から野田市への報告書（報告資料等全般）
- (3) 同、野田市から同館への指示等をした文書
- (4) 平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）
- (5) 同、同館から野田市への報告書（報告資料等全般）
- (6) 同、野田市から同館への指示等をした文書』

のうち『平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）』及び『平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）』の文書不存在による請求拒否の決定処分に対する異議申立てに係る諮問について、別紙のとおり答申します。

（平成27年度諮問第1号）





別紙（平成27年度答申第4号）

答 申

第1 審査会の結論

- 1 『平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）』（以下「本件行政文書A」という。）について、野田市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った平成27年10月20日付け決定は、妥当である。
- 2 『平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）』（以下「本件行政文書B」という。）について、実施機関が行った文書不存在による請求拒否の決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成26年11月4日付けで野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、本件行政文書A及び本件行政文書Bを含む行政文書の開示を請求した。

2 部分開示の決定

実施機関は、上記1の開示の請求に対し、部分開示の決定（本件行政文書A及び本件行政文書Bについては、行政文書不存在による請求拒否の決定）をし、平成26年11月19日付け野教社第360号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件行政文書A及び本件行政文書Bの請求拒否の決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第9条第1項の規定により、平成26年12月2日付けで当該決定に対する異議申立てを行った。

4 行政文書Aの開示の決定

実施機関は、本件行政文書Aの請求拒否の決定を取り消し、及び開示の決定をし、平成27年10月20日付け26野教社第408号で異議申立人に通知した。

5 諮問

実施機関は、条例第16条の規定により、当審査会に対し、平成27年10月27日付け野教社第340号の諮問書により異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりであると認められる。

1 異議申立ての趣旨

「本件処分を一部取り消し、平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書及び平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書の開示を行う。」との決定を求める。

2 異議申立ての理由

① 行政文書部分開示決定通知書（野教社第305号）により開示された平成26年度第18回博物館企画事業委員会議事録によれば、平成26年9月21日の野田文化広場理事会の議題として「監査請求についての報告等を行う」とあり、平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書及び平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書等の文書の存在は明らかである。

② さらに、行政文書部分開示決定通知書（野教社第348号）の請求拒否の理由によれば、野田文化広場の会議体である企画事業委員会、経営委員会、個人情報管理委員会はそれぞれ開催された実績はなく、野田市郷土博物館・市民会館の会議体である博物館企画事業委員会が兼ね、各委員会の議事録も博物館企画事業委員会議事録が兼ねていることが示された。すなわち、野田文化広場の会議体の実体はなく同会議体と野田市郷土博物館・市民会館の会議体は一体関係の実態にある。

③ また、行政文書部分開示決定通知書（野教社第360号）により開示された2014年度の事業計画における事務分担一覧（野田市郷土博物館）においても、法人事務が野田市郷土博物館・市民会館職員の事務として計画されており、このことから野田文化広場の事務と野田市郷土博物館・市民会館の事務は不可分の一体関係の実態にあることは明らかである。

④ したがって、これらのことから野田文化広場理事会へ提出又は報告したあらゆる文書や資料については野田市郷土博物館・市民会館の指定管理業務として（指定管理料からコストが支払われ）作成しているものであるから、たとえ野田文化広場として理事会に報告した文書としても開示対象の行政文書である。

3 意見書及び意見陳述における主張要旨

(1) 行政不服審査法に基づく行政による裁決や決定は、実質上の裁判であると最高裁判所の判決の中でも述べられ、同法の目的で「国民の権利利益の救済を図る」とされる不服申立てが1年以上も放置された事実は重大である。このような事実を経て、教育委員会において異議申立てに基づき再調査したところ、原処分は、指定管理者からの「文書は廃棄しており、存在しない」

との報告を受け、社会教育課と総務課で決定通知書への記載方法を検討する中で「理事会への報告は行っていないことから対象文書は不存在」と通知書に誤って記載してしまったと説明している。しかし、客観的に見ても到底信用できるような説明ではない。さらに、異議申立てを受けて指定管理者で文書の存在を再確認したところ、行政文書Aは電子ファイルで存在していたことが判明し、平成27年10月20日付けで開示することになったとの説明である。しかし、現代ではほとんどの行政文書がパソコンを使って作成されており、開示事務の中で電子ファイルを見落とすということ自体が客観的にも信じられることではない。

このような杜撰な行政文書開示事務の実態を鑑みれば、本件の対象である行政文書Bについて、「同理事会への報告はなされていない」との教育委員会及び指定管理者からの報告だけをもって信用することは到底できるものではない。

- (2) そもそも異議申立人の開示請求は、野田文化広場の指定管理業務にかかわりのある住民監査請求が行われた場合に、野田市教育委員会、野田市郷土博物館常勤者、同雇用母体である野田文化広場それぞれの間でどのような指示・報告がされているのかを調査・確認する目的で行っているものである。したがって、住民監査請求の監査結果が出ているのか出ていないかにかかわらず、住民監査請求がされた以降の当該指示・報告に係る文書を包括的に請求したものである。野田市教育委員会は、意見書においても自己に都合の良い解釈を強引に行い主張しているに過ぎない。また、「本件行政文書Bの存在をうかがわせる証拠がない」とする主張もしているが、野田市教育委員会生涯学習部社会教育課と野田市総務部総務課が本件開示請求に対して異議申立人（市民）に強い不信感を持たれる事務処理を行っておきながら、その不信感を払拭する姿勢も見せず、ただ存在する証拠が無いとする主張をするばかりでは主張の信憑性を担保できるものではない。
- (3) 異議申立長期放置を経て、既に開示された行政文書Aの開示事務の実態を調査すべく、同文書に係る開示事務において野田市教育委員会と野田文化広場の間で交わされた事務文書の開示請求を行ったところ、平成27年11月6日「同事務は全て口頭で行われている」として文書不存在との行政文書開示請求拒否通知がされた。本来、野田市及び野田市教育委員会と指定管理者（野田文化広場）間では協定書によれば文書での指示・報告が定められているにもかかわらず、情報公開条例に基づく事務でさえこの有様であるから、いかにそれらの定めが形骸化してしまっているかうかがい知れるのである。
- (4) 本件異議申立ては、平成27年11月25日に野田市が記者発表を行い翌日26日に新聞各紙が報じた異議申立長期放置事件で放置された内の一件である。長期放置は、平成26年5月、7月、12月にそれぞれ野田市教育委員会に異議申立人が提出した3件の異議申立書で行われたものである。当時

は、異議申立人が積極的かつ徹底的に住民監査請求や議会陳情を使って野田市市政及び野田市郷土博物館・市民会館運営の実態調査活動と問題提起活動に取り組み、その結果数々の不適切な事務実態が明らかになっていた時期でもある。このようなことから、そもそも異議申立長期放置事件は、異議申立人への妨害行為であったのではないかとの疑いを払拭できない。野田市市議会議員を8期（30年）努め、野田市市政を良く知るベテラン議員が週刊新社会12月1日号にこの異議申立長期放置事件を取り上げ、「意見を言うものへの差別意識を持って放置したのではないか」との意の見方を示しているほどである。

- (5) 野田市教育委員会は、平成26年5月13日付け及び同年8月12日付けの野田市職員措置請求に基づく監査は、同委員会生涯学習部を対象部局として行われたものであると主張し、「野田文化広場に文書や資料の提出を求め、口頭で概要を説明したのみ」とするが、監査対象となった公金の支出は、野田市郷土博物館の事務に基づくものであり、同館との詳細の情報共有を図らずして対応できるものではない。特に本件異議申立対象の行政文書に係る8月12日付けの同措置請求では、「野田市郷土博物館における個人情報漏洩事故の未報告」という重大かつ不適切な事実を含んでいるものであるからなおさらである。したがって、それは野田文化広場理事会にとっても重要案件として扱われて当然なのである。実際、同措置請求後である平成26年9月21日開催の野田文化広場理事会には、5月13日付け同措置請求の監査結果を報告しているのであるから、既に前述した重大な問題提起を含んだ8月12日付け同措置請求がされていたのであるから、それについて文書による報告が何もされていないということは常識的に考えられないのである。よって、対象の行政文書は存在すると解するものである。
- (6) 既に、平成27年12月14日付け意見書によって、情報公開に関して野田市教育委員会と野田文化広場間の事務が口頭で行われている実態について問題提起した。同問題提起については、異議申立人が平成27年12月18日付け市政メールによって見解を当局に求めたところ、平成28年1月25日付けで野田市教育委員会生涯学習部社会教育課並びに野田市総務部総務課を担当者として野田市長から回答があった。回答には、「協定書では野田市と指定管理者間での書面による事務を求めているが、情報公開に関する事務は該当しないとの理解がある」との旨を示している。不適切な事務を指摘されると強引な解釈等によって、「実態にルールを合わせる」という法治国家とは思えない野田市行政の態度である。

また、本件諮問に係る異議申立てに関する開示事務において、野田文化広場では電子文書のみで存在する管理文書を対象文書として認識していなかったことから開示されていなかったという事件があった。そこで、本件についても他に同様の認識不足によって開示されていなかった文書が無かったかど

うか調査を求めたところ、「他に存在すると思われる文書を開示請求するか、異議申立てをするか、取消し訴訟を提起せよ」との意味の回答によって、開き直りと言わざるを得ない態度を示すに至った。これらの社会教育課並びに総務課の態度からすれば、野田市の情報公開制度は崩壊状態であると断言せざるを得ない。

- (7) これらの状況を鑑み審査会としても、必ずしも答申とはそぐわないかもしれないが、別の形でも、その所掌事務に従い、野田市に対して情報公開制度・個人情報保護制度・不服申立制度の総合的な改善を求める意見を述べるべきである（文書化すべきである。）。

第4 実施機関の説明要旨

理由説明書及び意見書における実施機関の説明の要旨は、次のとおりであると認められる。

1 行政文書について

本件異議申立ての対象となっている行政文書は、平成26年11月4日付けで提出された行政文書開示請求書の開示請求をする行政文書の件名又は具体的内容

『野田市郷土博物館・市民会館に係わる文書で以下のもの。』

- (1) 平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）
- (2) 同、同館から野田市への報告書（報告資料等全般）
- (3) 同、野田市から同館への指示等をした文書
- (4) 平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）
- (5) 同、同館から野田市への報告書（報告資料等全般）
- (6) 同、野田市から同館への指示等をした文書』

のうち『平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）』（以下「本件行政文書A」という。）及び『平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告書（報告資料等全般）』（以下「本件行政文書B」という。）である。

2 行政文書の部分開示の決定並びに一部取消し及び開示の決定について

行政文書部分開示決定通知書（平成26年11月19日付け野教社第360号）により

「1 平成26年5月13日付け野田市職員措置請求において野田市教育委員会が野田市郷土博物館・市民会館指定管理者から収受した次の文書

- (1) 年報紀要の発行について、対応策（提出済）
- (2) 年報紀要の発行状況一覧
- (3) 自主事業従事状況一覧

- (4) 寺子屋講座参加者数及びスタッフ数一覧
 - (5) 2010年度から2014年度までの事業計画における事務分担一覧
 - (6) 2012年度及び2013年度年報紀要作成スケジュール
- 2 平成26年8月12日付け野田市職員措置請求において野田市教育委員会が野田市郷土博物館・市民会館指定管理者から收受した次の文書
- (1) ニュースレター代替事業について
 - (2) 奥付の日付と納品日が異なる件について
 - (3) 平成22年度以降の収蔵資料再整理の成果について
 - (4) 平成25年度②歴史、文化等に係る調査研究、資料の整備及び市民への情報提供への取り組み状況
 - (5) ニュースレターの印刷部数及び経費一覧
 - (6) ニュースレターの配布先一覧
 - (7) 収蔵資料再整理の実績

については不開示情報を除き部分開示を、本件行政文書A、本件行政文書B、「平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田市から同館への指示等をした文書」及び「平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田市から同館への指示等をした文書」については文書不存在による請求拒否を決定（以下「原処分」という。）して異議申立人に通知した。

異議申立人から本件異議申立てを受け、改めて事実関係の確認を行ったところ、野田市郷土博物館・市民会館指定管理者である特定非営利活動法人野田文化広場（以下「野田文化広場」という。）にて作成した平成26年5月13日付け野田市職員措置請求の監査結果に係る電磁的記録が保存されていることが判明したため、平成27年10月2日に野田文化広場から当該電磁的記録を印刷した文書の提出を受け、行政文書部分開示決定一部取消し及び行政文書開示決定通知書（平成27年10月20日付け26野教社第408号）により、原処分のうち本件行政文書Aを行政文書不存在による請求拒否とする部分を取り消し、本件行政文書Aに対応する「平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田市郷土博物館・市民会館指定管理者である特定非営利活動法人野田文化広場理事会への報告に係る文書」の開示の決定をして異議申立人に通知した。

3 異議申立てに対する説明について

異議申立ての理由①について、平成26年9月21日に開催された野田文化広場の平成26年度第2回理事会における野田市職員措置請求についての報告は、野田市ホームページから印刷した平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に対する監査結果の回覧及び野田文化広場にて作成した当該監査結果に係る電磁的記録をプロジェクターによりスクリーンに映写して内容を説明する方法であり、平成26年8月12日付け野田市職員措置請求についての報告又は説明はなされていないとのことである。

なお、回覧した文書は破棄しており存在しないが、当該電磁的記録は保存されていることから、平成27年10月2日に野田文化広場から当該電磁的記録を印刷した文書の提出を受け、行政文書部分開示決定一部取消し及び行政文書開示決定通知書(平成27年10月20日付け26野教社第408号)により、原処分のうち本件行政文書Aを行政文書不存在による請求拒否とする部分を取り消し、本件行政文書Aに対応する「平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田市郷土博物館・市民会館指定管理者である特定非営利活動法人野田文化広場理事会への報告に係る文書」の開示の決定をした。

本件行政文書Bに係る報告については、その後についても、平成27年1月18日に開催された野田文化広場の平成26年度第3回理事会において、野田市職員措置請求の請求者である市民に関係する全ての案件について、理事会の承認を必要とする事案を除き、理事長に一任することが承認されたことから、理事会への報告はなされていないとのことである。

当委員会は、野田文化広場の平成26年度第2回理事会の日(平成26年9月21日)には、本件行政文書Aに係る監査結果は出ていたが、本件行政文書Bに係る平成26年10月10日の監査結果は出ていないことから、本件行政文書Aに係る監査結果の報告はしたものの、本件行政文書Bに係る報告をしていないとの説明に不合理な点はないと認める。また、その後についても、平成26年度第3回理事会の承認に基づき、理事会の承認を必要とする事案でないから報告をしていないとの説明に不合理な点はないと認める。

よって、本件行政文書Bは、野田文化広場において作成も取得もしておらず存在しないことから、不存在による請求拒否の決定は妥当であると考えます。

4 意見書に対する説明について

本件異議申立てに係る行政文書開示請求に対する決定通知書の内容については、本件異議申立てに係る事実関係の確認(以下「本件調査」という。)において、野田市郷土博物館・市民会館指定管理者である特定非営利活動法人野田文化広場(以下「野田文化広場」という。)から平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場の理事会への報告は同年9月21日に開催された野田文化広場の平成26年度第2回理事会において行っているが、市のホームページで公表されている平成26年7月11日付け住民監査請求結果によるものであること及び当該住民監査請求結果を印刷して回覧した文書は破棄しており、存在しないとの報告を受けていたこと及びこの報告を受けながらも、社会教育課の担当職員と総務課の情報公開担当職員との間での行政文書開示請求に対する決定通知書への記載方法を調整する中で、回覧したという言葉から、理事会への報告ではなく、単なる回覧との認識により、文書不存在の理由がそもそも報告を行っていないとの理由に変わっていたことが判明したことを記載したものである。

また、平成26年11月4日付けの本件異議申立てに係る行政文書開示請求

を受けた際の野田文化広場に対する対象文書の確認は、口頭により、理事会への報告及び文書の存在の有無について行ったものである。野田文化広場の平成26年度第2回理事会において、平成26年7月11日に結果が出た住民監査請求についてスライドに基づき説明との旨の報告があったことから、当該スライドの内容を確認したところ、市のホームページで公表されている平成26年7月11日付け住民監査請求結果そのものではなく、要約した内容とのことであつたため、当該スライドの電磁的記録が保存されていれば対象となることを野田文化広場に伝えて、当該電磁的記録を印刷した本件行政文書Aの提出を受けたものである。

そして、本件行政文書Aは、平成27年10月20日付けで異議申立人に全部開示をしている。

当該電磁的記録は、市のホームページで公表されている平成26年7月11日付け住民監査請求結果を要約したものであるが、当初は、社会教育課の担当職員が野田文化広場に確認した際に、市のホームページで公表されている平成26年7月11日付け住民監査請求結果による報告との言葉から、市のホームページで公表されているものそのものによる報告と認識し、報告の方法等の詳細な点まで確認しなかつたことから、探す対象として認識できなかつたものである。

この点については、当委員会としても今後確認を徹底していくものであるが、本件調査においても、平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告はないという事実を改めて確認したところである。

なお、平成26年7月11日付け住民監査請求結果は、野田文化広場に関連する初めての野田市職員措置請求であつたことから、野田文化広場理事会への報告が必要であると判断して報告したとのことである。

理由説明書において説明したとおり、野田文化広場の平成26年度第2回理事会の日（平成26年9月21日）には、本件行政文書Aに係る監査結果は出ていたが、本件行政文書Bに係る平成26年10月10日の監査結果は出ていない。

平成26年度第2回理事会における平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る報告が、平成26年7月11日付け住民監査請求結果であつたことからすると、本件行政文書Bに係る報告が仮になされるとしても、平成26年10月10日の監査結果を平成26年9月21日に報告することは不可能である。

異議申立人は、本件行政文書Bが存在しないことは理解した上で、貴審査会に対する異議申立人の要望を提出することを主目的として本件異議申立てを利用していると考えられる。

このことは、本件意見書における本件行政文書Bに係る異議申立人の主張に本件行政文書Bの存在をうかがわせる証拠がないことから明らかである。

以上のことから、本件行政文書Bが存在しないことは明らかである。

なお、平成26年10月10日付け住民監査請求結果において、野田文化広場に対する事務改善要求等はなく、この結果が野田文化広場理事会へ報告がされていないことについて、当委員会としても適切であると考えている。また、平成27年1月18日に開催された野田文化広場の平成26年度第3回理事会において、野田市職員措置請求の請求者である市民に関係する全ての案件について、理事会の承認を必要とする事案を除き、理事長に一任することが承認されている。

異議申立人は、野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第53条「本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。」の規定から、当委員会と特定非営利活動法人野田文化広場（以下「指定管理者」という。）との間での協定書第21条第1項の規定による文書の提出の求めについても書面により行わなければならない、口頭により文書の提出を求めていることは、協定書の規定が形骸化しているとの旨の主張をしている。

協定書は、市と指定管理者が相互に協力し、当該指定管理に係る施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めたものであり、協定書第53条は、いたずらに全てを書面化するとの意のものではない。

協定書第21条第1項には、「野田市は、管理文書（指定管理業務に関し、野田市が貸与し、又は指定管理者が作成し、若しくは取得した文書をいう。）について、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号）に基づく行政文書の開示請求又は野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）に基づく個人情報の本人開示請求を受けた場合において、これらの請求に係る管理文書を保有していないときは、指定管理者に対し、当該管理文書の提出を求めるものとする」と、同条第2項には「指定管理者は、前項の規定により求めがあった場合は、当該管理文書を保有していないときを除き、甲に当該管理文書を速やかに提出しなければならない」との旨を規定しており、この規定に基づき、開示請求への迅速な対応のため口頭により文書の提出を求めている。なお、その際に、指定管理者から文書の提出を求められていない。

このため、協定書の当事者である市と指定管理者の間に、協定書第21条が協定書第53条に規定する書面が必要なものに該当しないという理解があることから、協定書の規定が形骸化しているとの旨の異議申立人の主張は理由がない。

次に、異議申立人は、本件異議申立てを含む3件の異議申立てが長期間処理されていなかったことについて、異議申立人への妨害行為であったのではないかとの疑いを払拭できない。また、新社会党が発行する週刊新社会12月1日号において長南博邦議員が差別意識を持って放置したとの意の見方をしている

との旨の主張をしているが、異議申立人を妨害する意図も、差別意識もない。

平成26年5月19日から本件諮問をする日（平成27年10月27日）までの間には、当委員会から異議申立人に対し、当委員会生涯学習部社会教育課が担当となるものだけで、野田市情報公開条例及び野田市個人情報保護条例に基づき40件の開示等決定を行っている。なお、これらの決定に対し、異議申立書が提出された3件については、平成26年8月8日に1件、同年12月12日に2件の諮問を貴審査会へしている。また、同社会教育課が担当となる市政メールに対して26件の回答を、市長への手紙に対して2件の回答をしている。

また、長期間処理されていなかった他の2件の異議申立てのうち1件は、平成26年5月19日付けの郷土博物館の館務日誌（4日分）の法人関係者の来館の欄の個人の氏名を開示すべきとのものであるが、異議申立てを受け、開示する方針となったことは口頭で伝えており、現に、その方針を伝えた後に、異議申立人から同月30日付けで1年分（当該異議申立てに係る4日分を除く。）の郷土博物館の館務日誌の開示請求があり、同年6月16日付けで、異議申立人の主張を認めて郷土博物館の館務日誌の法人関係者の来館の欄の個人の氏名を開示している。もう1件は、平成26年7月9日付けの指定管理者の平成23年度から平成25年度までの印刷製本費及びホームページ運営に関する納品書、請求書及び領収書に相当する文書であるが、開示文書60枚のうちの1枚の請求書の個人の住所、氏名及び電話番号並びに当該請求書に対応する1枚の支払の事実を証する通帳のコピーの支払先名について、金銭を得て業務を請け負う者の情報は開示すべきというものであり、この件についても、開示する方針となったことは口頭で伝えていた。

このように、本件異議申立てを含む3件の異議申立てが長期間処理されていなかったことは、単純に、異議申立人からの大量の請求等の処理に追われ、当該処理が漏れていたものであり、生涯学習部長及び総務部長から異議申立人に謝罪をし、また、関係職員9人を処分したところである。

以上のとおり、異議申立人を妨害する意図も、差別意識もない。

5 当審査会からの説明の求めに対する説明について

まず、平成26年5月13日付け野田市職員措置請求及び平成26年8月12日付け野田市職員措置請求については、当委員会生涯学習部を対象部局として、野田市監査委員による監査が実施されたものであり、野田市郷土博物館・市民会館指定管理者である特定非営利活動法人野田文化広場（以下「野田文化広場」という。）を対象として実施されたものではない。

次に、当該監査に対応するため、野田文化広場に文書や資料の提出を求めたが、当該求めに当たっては、指定管理業務に係る野田市職員措置請求がなされたこと及びその概要を野田市郷土博物館・市民会館館長に口頭で説明したのみで野田市職員措置請求書そのものの写しは渡していない。また、野田文化広場

から当委員会にその写しの提供の依頼等もなかった。したがって、住民監査結果が出る前に、野田文化広場において、その詳細な内容を知り得ない状況であった。また、指定管理業務に係る行政文書開示請求や市政メール、市長への手紙等の対応のため、野田文化広場には多くの文書や資料の提出を求めており、これまでも、当委員会からの文書や資料の提出依頼に対し、野田文化広場において、その都度、その意図を詳細に確認していない。

確かに、詳細な内容が不明の場合や監査結果が出ていない場合でも、「指定管理業務に係る野田市職員措置請求が提出された」との旨を野田文化広場の理事会に報告をすることも考えられるが、事実として、平成26年度第2回野田文化広場理事会（平成26年9月21日）への報告は、平成26年5月13日付け野田市職員措置請求に係る市のホームページで公表されている平成26年7月11日付け住民監査請求結果を活用して行われたものである。また、平成26年度第1回野田文化広場理事会（平成26年5月31日）において、この野田市職員措置請求がされていることの報告はなされていない。さらに、理由説明書及び平成27年11月27日付け野教社第392号の意見書において説明しているとおり、平成26年8月12日付け野田市職員措置請求に係る野田文化広場理事会への報告はなされていない。

第5 審査会の判断理由

1 指定管理者理事会への報告文書について

- (1) 異議申立人が行政文書開示請求をしたのは平成26年11月4日であるから、その時点で開示対象文書が存在するかどうかを判断することになる。
- (2) 異議申立人は、「野田市教育委員会担当部局を対象とする野田市監査委員による監査であっても、指定管理者の公金の支出に関する内容であれば、同担当部局と指定管理者とは詳細な情報の共有を図り、その内容を文書により当該指定管理者の理事会に報告することが当然と考えることから、当該理事会に報告した文書が存在しないことは常識的に考えられないから、対象文書は存在する」旨の主張をしている。

そこで、当審査会は、実施機関の説明に加え、平成26年5月13日から平成27年3月31日までに開催された野田文化広場理事会の議事録の提示を受けて確認し、また、同法人の理事兼館長から説明聴取を実施した。

これらの調査審議の結果、実施機関が既に関示済みの文書以外に野田文化広場理事会への報告文書の存在をうかがわせるようなものは何もなかった。

それは理事会の場での報告文書のみならず、それ以外の報告文書でも同じであった。

- (3) なお、念のため、平成26年11月5日以降平成27年3月31日までの期間についても調査したが、結果は同じであった。

2 その他の主張について

その他の異議申立人が主張する内容及び実施機関が説明する内容は、当審査会の審査の対象ではなく、また、上記1の判断に影響を与えるものではない。

例えば、行政文書開示請求がなされた後の野田市教育委員会と野田文化広場のやりとりが口頭ではなく文書でなされていれば両者の意思疎通が円滑に進み前記の電子文書の開示が早期にできた可能性があるとは思われるが、だからと言って異議申立人が主張するその他の開示請求の対象文書が存在したことには全く結び付かない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関が行った平成27年10月20日付け決定は、一方で実施機関の趣旨は全部開示決定であり、他方で異議申立人は部分開示決定であると考えていると理解できる。その上で、実施機関が既に開示した文書以外に対象文書はないとの判断である。

第6 付言

本件諮問については、異議申立ての受理から諮問までにおよそ11月を要しており、事務処理が漏れていたとして職員が処分されている。実施機関においては、今後、このようなことがないよう適切な事務処理を求める。

答 申 に 至 る 経 過

年 月 日	内 容
平成27年10月27日	野田市教育委員会から『諮問書』（添付資料として、『異議申立書の写し』、『諮問に至る経緯』、『理由説明書』、『行政文書開示請求書の写し』、『行政文書部分開示決定通知書（異議申立人の受取りの署名があるもの）の写し』、『行政文書部分開示決定一部取消し及び行政文書開示決定通知書の写し』及び『本件行政文書Aの写し』を含む。）を受理
平成27年11月 5日	異議申立人から意見書及び資料を受理
平成27年11月12日	異議申立人から意見陳述申出書及び補佐人同伴申出書を受理
平成27年11月16日	異議申立人から資料を受理
平成27年11月17日	審議（第1回）
平成27年11月27日	実施機関から意見書を受理
平成27年12月 3日	審議（第2回）
同上	異議申立人から資料を受理
平成27年12月14日	異議申立人から意見書及び資料を受理
平成27年12月21日	実施機関から当審査会からの書面による説明の求め及び資料の提出の求めに対する意見書及び資料を受理
平成27年12月22日	審議（第3回） 異議申立人及び異議申立人の補佐人4人の意見陳述
平成28年 1月25日	実施機関から意見書を受理
平成28年 1月26日	異議申立人から意見書及び資料を受理
平成28年 1月27日	審議（第4回） 特定非営利活動法人野田文化広場から説明聴取
平成28年 2月 9日	審議（第5回）

